○○の会　規約

（名称）

第１条　本会は、○○の会と称する。

（事務所）

第２条　この会の主たる事務所は、○○市○○町○番○号に置く。

（目的）

第３条　この会は、社会貢献に興味を持つ人たちのネットワークづくりを通じて、よりよい地域社会作りに関する活動を行うことにより、地域の発展と福祉・教育・環境の向上に寄与することを目的とする。

（活動・事業の種類）

第４条　この会は、前条の目的を達成するために活動を行い次の事業を実施する。

（１）社会教育の推進を図る活動

（２）環境の保全を図る活動

（３）まちづくりの推進を図る活動

（４）子どもの健全育成を図る活動

（５）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（会員）

第５条　この会の会員は、次の２種類とする。

（１）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（２）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

（入会）

第６条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

※第１～４条の内容は必須

自宅も可。

団体の使命を明確にします。どのような社会課題を解決する団体なのかを整理しましょう。

前条の目的を実現するために行う活動（事業）を整理しましょう。

会員とは、活動の賛同者を意味します。正会員、賛助会員、寄付会員などがあります。

（会費）

第７条　会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

　　　（１）正会員　　○○○円

　　　（２）賛助会員　○○○円

（退会）

第８条　会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

２　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

　（１）本人が死亡したとき。

　（２）会費を○年以上納入しないとき。

（役員）

第９条　この会に次の役員を置く。

　（１）会長

　（２）副会長

　（３）監査役

２　第１項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第１０条　会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。

３　監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

（解任）

第１１条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、○○の議決により、これを解任することができる。

（１）心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

会費の徴収額を決めます。

（任意）

役員の種類、職務、人数、任期、選出方法などを明確にします。

会則に氏名を記載しない場合には別途役員名簿が必要です。

☆代表者の肩書（会長、代表、代表理事など）を記載します。

☆代表者が会を代表することを明記します。

☆助成金振込先口座の名義は、会則上の代表者の肩書・氏名と一致する必要があります。

（２）職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（総会）

第１２条　この会の総会は、正会員を持って構成し、年に○回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２　総会は、以下の事項について議決する。

（１）会則、事業等の変更

（２）解散

（３）事業報告及び収支予算

（４）役員の選任又は解任

（５）その他会の運営に関する重要事項

３　総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（議事録）

第１３条　総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）

第１４条　役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

２　役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業報告書及び決算）

第１５条　会長は、毎事業年度終了後○ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第１６条　この会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

総会や役員会などで話し合う事柄や意思決定の方法などを明確にします。

会計年度、会計報告、会計監査に係る事項を記載します。また、収支計算書などどのような種類の決算報告書を作成するかを定めます。会計監査と総会の承認を受ける旨も忘れず記載しましょう。

（事務局）

第１７条　この会の事務を処理するため、事務局を置く。

（委任）

第１８条　この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（変更）

第１９条　この会則は、総会において出席者○分の○以上の承認がなければ変更できない。

　附　則

この会則は、令和○○年△△月□□日から施行する。

会則に基づき詳細を定める場合は、その根拠となる条項を設けます。

会則の施行日を定めます。